

宇都宮地方裁判所委員会（第42回）議事概要

（宇都宮地方裁判所委員会事務局）

1 日時 令和5年11月7日（火）午後1時30分～午後3時00分

2 場所 宇都宮地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員・50音順、敬称略）

磯昭典、岡村安将、片桐秀子、近藤峰明、島野剛、鈴木建俊、中原康則、藤井佐知子、山田真紀（委員長）、横塚圭恵、吉村孝

（説明担当官）

古玉正紀裁判官、大沼剛刑事首席書記官、上野了裁判員調整官

（庶務）

沓水一隆事務局長、森秀樹事務局次長、横田朋子総務課長、石井嶺総務課課長補佐

4 議事

(1) 新任委員等の自己紹介

片桐委員及び近藤委員から自己紹介があった。

(2) 委員長の選出

委員の互選により、山田委員が委員長に選出された。

(3) 意見交換テーマに関する説明

委員長から、今回の意見交換テーマ（年齢引下げに伴う裁判員制度に関する取組について）及びその趣旨に関する説明がされた。

(4) 基本説明

古玉正紀裁判官及び上野了裁判員調整官から、裁判員制度及びそれに関する取組の概要に関する説明がされた。

(5) 意見交換の要旨

（委員）

- 裁判員を積極的にやってみたいと思っている方について、60代が一番少なく、20代、30代が多いというのは意外な感じがした。実際に選ばれたときにどうなるかは表していないので、何とも言えないところはあるが、頼もしく思った。

なお、弁護士会の取組として、法教育委員会では年に1回、ジュニアロースクールといって、中学生を対象として模擬裁判のようなことを行っている。とても人気があり、直近では40人から50人ほどの申込があったと聞いている。それから、学校から刑事裁判や裁判員制度について話をしてもらいたいという要望があった場合には、件数がよほど多くない限りは、弁護士会の方で費用を負担して派遣する態勢となっている。必ずしも裁判員裁判に限らないが、弁護士会においても義務教育、高等教育に関する法教育をどのように行ったらよいかということについてはテーマとなっている。来年9月に予定されている関東弁護士連合会のシンポジウムでのテーマは「初等教育、中等教育における弁護士の役割」であり、現在、学校側からの弁護士、弁護士会に対する需要がどのようなもので、どのようなことをしてもらいたいか、ということについて管内の小・中・高校にアンケートをとっているところである。アンケートには「裁判員裁判や刑事裁判について弁護士に来てもらって話をしてもらいたいか」というような内容の項目もあり、その結果についても興味深く思っている。私が学校の教育現場を見ていると、学校の先生方の負担が多岐にわたって大きく、おそらくこのような分野には手が回らないのではないかという率直な感想を持っており、これを機会に学校側から積極的に弁護士会、裁判所に声をかけていただければ非常によいのではないかと思っている。若い方が参加されたいという気持ちを表しているのであればそれに応えなくてはならないし、社会人になってからそのような話を聴く機会は少ないので、やはり小・中・高校の授業のカリキ

ュラムの中の一つとして、裁判員制度、刑事裁判、他にも人権教育、消費者教育などを取り上げていただく機会がより増えればよいと思っている。

(委員長)

- 先ほどの説明にあったとおり、実は20代、30代の参加意欲はそれなりにある。ただし、実際選ばれたときにどうなるかというところが表れていないというのは御指摘のあったとおりである。結局のところ、若年層というのは、高校や大学、専門学校などの学校に通っている方が大多数と思われるところがあり、そこでの教育の重要性という点について御指摘いただいたと思っている。例えば高校生についてみると、高等学校学習指導要領の公民科の中で裁判員制度を扱うことが定められているため、授業の中で触れられることはあると思うが、実際にどのように教えられているのか、生徒たちがどのように感じているのかというところは知りたいところである。

(委員)

- まず先ほど委員の方から弁護士会としても御協力いただけるという話をいただき非常にありがたく感じている。若年層に向けた取組ということで、先月裁判所の担当者から相談をいただき、先ほど説明にあった裁判員経験者との意見交換会について、高校生を中心に各学校に希望者を募ったところ、数十名程度希望があると聞いている。それから裁判員制度の出前授業の案内についても各学校に対して行っており、この2つの事業については今年度だけでなく、是非これからも継続的に教育委員会の方でも学校への働きかけをさせていただければと思っている。学校の子供たちの裁判員制度に対する理解促進という意味において、この役割は非常に大きいと思う。先ほど委員長から話があったように、学習指導要領の中で取り扱うこととなっているので、子供たちは裁判員制度が自

分たちにも関係すること、どのようなことをするのかということとは授業の中で理解するような形になっている。実は今の子供たちというのはコロナの影響もあって、人間関係についてもあまり関わり合いを持たなくなってきているところがあり、例えば、自分の意見は強く主張するけれど、他人の意見には関心を持たないという子供たちも多くなってきている。そのような中で、例えば、自分の意見を述べて、他人の意見を聞いて、その中で互いに意見をすり合わせて共に生活していこうというような部分というのは子供たちの成長にとって非常に大きい経験だと私は考えている。そのような意味でも、裁判員制度の経験を傍聴したり、学校で説明いただくということは、制度を理解することだけではなく、子供たちの人格的な部分にも影響を与える非常に素晴らしいものではないかと個人的には考えている。そのようなこともあるので、これからも裁判所と情報交換しながら、学校が忙しいという話もあったので、できる限り先生方に負担がかからないような方法で新たなものができればよいと考えている。

(委員長)

- 実際に体験をした方から話を聴くなど、そのようなところから得られるものが大きいのではないかと御指摘をいただいたと思っている。また、いろいろ御協力をお願いしているところについては、力強いお言葉をいただいたので、引き続きやっていきたいと思っている。コロナという話もあったところ、ちょうど今の大学生ぐらいは高校時代をコロナ禍で過ごしたというような状況にあり、先ほど御指摘のあったようなところにあるのかもしれない。現在の大学生の雰囲気などで何か感じたり、見聞きすることがあれば御紹介いただきたい。

(委員)

- 実は中身の濃いことをやっているのだとあらためて知った。もう少

しさらっと裁判員が意見を言い合い、最終的に裁判官が「ではこれですね」と決めているのかと思いきや、全くそんなことはなかった。論点整理というものを最初にさせていただいて、要所要所で、今この段階だから次はこれで、最終的にはこんな風に向かっていくというような理論の道筋を裁判官がしっかり示して、お互いの意見を出し合って、それが建設的に練り上げられていくところがすごいと感じた。その議論の仕方というのは教育現場にとっても参考になる。今も少し話にあったが、小・中・高校では、「主体的・対話的で深い学び」という学習の基本方針を立てている。これを受けて大学でも「主体的・対話的で深い学び」をしようとしている。主体的というのは自分で調べて考えて行動しましょうということであるが、特に大事なものは、それを対話によりさらに揉んでいく、いろいろ話を聴きながら自分に戻してはもう一度攪拌して新たな考えを作っていくことである。「知」というものを創造していくのに一人では育ってはいかない。裁判員経験者の感想の中に「素性も明かさずに他の人と真剣に向き合う機会は、この先の人生でもないと思う。」というものがあつたが、これは非常に新鮮で素晴らしい感想である。学校などではお互いの素性が分かっているが、初めて会った人と本音で話さなくてはいけないときに、どのように自分を開示できるか、正直なところをぶつけ合いながら議論を深めていくというのは素晴らしい体験だと思う。「深い学び」というのは、最初の自分の考えが対話を重ねることによって一段深く、幅の広いものになっていくということであるが、それがこの裁判員裁判の審理のプロセスの中で展開されているということを感じて、だからこそ学校教育でこの経験をしてもらえれば、自分たちが小・中・高・大学で行っていることがさらにステップアップしてこうなるということで、教員などの実践にフィードバックされるのではないかと、それぐらい大きな意味を持つのではないかと考えた。なので、教育の場と

しても大変すばらしいということを宣伝する意味でも、是非、模擬裁判でもよいし、体験的なことでも何でもよいので、どんどん教育現場に持って行っていただきたいと思った。もう一つ、自分が思ったのは、論理的な思考力というのは非常に大事で、大学生はこれができないと社会に出ていけない。その点、こうだからこう、こうだからといって必ずしもこうだとはいえないとか、いろいろな論理的な思考を審理で行っている。この証拠があるからといって簡単に結論付けられないとか、一つの事象をいろいろな角度から見たり考えたりするという審理を行っていることも非常に素晴らしい。裁判官において論点を明確にすることで、声の大きい人に引きずられて時間が経ってしまうようなこともなく、しっかりプロセスが工夫されていて、論理的思考力を身に付けられる場になっているのだと思った。結論としては、是非この素晴らしい裁判員制度の体験的なものを学校教育現場にも宣伝していただきたい。法務省が作成した高校生向けの法教育教材「未来を切り拓く法教育」の中で、模擬裁判の授業のネタになるものもあり、これを見ると勉強になると思うので、このようなものを使ってもよいと思う。

(委員長)

- 公判前整理手続で争点整理をし、ポイントをあらかじめ絞って、それを公判で審理をするということがあまり知られていないかもしれない。一定の整理をした上で、ポイントを絞って行うということを知ってもらえれば、もう少し恐れがなくなるかもしれないと話を伺いながら感じたところである。それから、素人でも参加できるということを伝えるのはもちろん大事だが、こういう視点が鍛えられるとかそのようなことを伝えていくことも重要なのもかもしれないと思った次第である。しっかり見ていただける方には少し広報材料を準備することで自分で見に行っていたということもあるかもしれないが、なかなかそれが届きにくい

方もいるとも思う。例えば学校側に働きかけることとしてはどのようなものがあるか、あるいは生徒側にはどうか、実際に裁判員になるといったときにどう向き合ってもらえるかということが重要だと思う。

(委員)

- 18、19歳が裁判員になるというのはすごくよいことだと思うが、やはり不安というものが説明にあった「やりたくないと思っていた理由」の多くを占めるのではないかと考えており、特に「被告人やその関係者に認識されることがあることや事件に関わることに對して不安があった」というのがとても大きいのではないかとと思う。そこで、裁判員の個人情報というのはどのように扱われているのかお聞きしたい。例えば調停だと調停が成立した場合、調停調書というものが作られて、その中で裁判官であったり書記官であったり、調停委員の名前も記載された形で当事者に交付される場所、調停委員はなりたいた手を挙げてなるものなのでそこまでは覚悟の上だと思うが、裁判員はなりたくてなっているものではないし、あと18、19歳だと最近成年になったばかり、大学生だと保護者の経済的、精神的サポートを受けている方が半数以上だと思う。自分の息子や娘が18、19歳で裁判員に選ばれた際に、保護者としても裁判員の個人情報の扱いというものはとても気になる場所だと思う。

(委員長)

- 裁判員の名前を外に出すことはない。詳しくは説明者から説明させていただく。

(古玉裁判官)

- 裁判員の氏名については、事件関係者との関係もあるので公表しないということになっている。法廷でも顔は見えてしまうものの個人情報は一切明らかにしない。裁判の中でどなたかが質問をする場合、「裁判員の

何番さん」とお呼びして発言をしていただき、こちらからもうっかり自分の名前を発言しないように気を付けてくださいと注意を促している。裁判員は選ばれたときに番号が振られるので、その番号で活動していただくことになる。特に裁判期間中に裁判に影響を与えようと接触されることが一番危惧される場所なので、法律上、選ばれてから裁判期間中というのは裁判員に選ばれたということを公表してはいけないことになっている。その点も皆様に注意している。もちろん御家族や職場の方には説明しなくてはいけないので、選ばれたので仕事に行けないとかそのような説明をしていただくのは構わない。終わった後に情報発信していただくことについても、法律上の制限がなくなるので、御自身の経験を積極的に話していただいてもよいし、SNS等でこの裁判の裁判員を経験しましたということを書いていただいても構わない。顔が見えてしまうので不安という方もいらっしゃるが、今は感染症対策の観点からマスクを着けていただいても構わないということにはなっている。裁判所から裁判員個人の方の情報を出すことはなく、出ないように気を付けて審理を行っている。

(委員)

- 広報や説明会等でも個人情報の扱いに配慮をしていることをアピールすると安心感も出ると思う。

(委員長)

- そのような細かいところについても説明していくことによって、いろいろな細かい不安を払拭していくということになるのかもしれない。会社等でも毎年若年層の方が入社されると思うが、何か働きかけたりする際にお感じになることはあるか。

(委員)

- 本日は私自身、理解が深まったと思う。本日の委員会に出席するに当

たって、社員の何人かに直接聞いてきた。本日の案内に「関心を高め」、「不安の解消」、「広報活動」、「若年層」といったキーワードがあったので、そのあたりについて、まずは「裁判員制度を知っているか」と男性社員、女性社員3人ずつに聞いたところ、名称だけ知っている者と詳しく知っている者がいたが、全員が知っているとのことであった。「選ばれた場合に不安はあるか」と質問したところ、男性3名は不安は全くないとのことであり、うち1名は積極的に参加してみたいとのことであった。一方で女性3名は全員不安とのことであり、何が不安なのか聴いたところ、「責任の重大さ」、「重大事件に関わることの怖さ」、あとは「時間的に余裕がない」との回答であった。先ほどの説明の中で示された男女別の結果にも当社6人のサンプルと同様の傾向が見られ、おおよそこのような傾向なのだろうと感じた。それから、制度を知ったきっかけについて話を聴いていた中で、十四、五年前に制度ができたときには相当広報活動がされていたが、最近は見たり聞いたりしていないという話もあった。私自身も現在は知る機会が少ないのかなと思う。先ほど委員長から「若年層に限らない」と話があったが、18、19歳が対象になったことから、あらためて全国民に対する広報活動が必要ではないかと思った。そこで、次にどのような広報活動をするのがよいか考えたときに、先ほどの説明で裁判所も工夫をされて広報活動をしているということも理解した。参考として、会社で行っていること、世の中で行っていること、このようなことを行うと世の中に伝わるなと個人的に思っていることをいくつかお話したい。まず製造業では、安全や品質について、毎年月を決めて全国安全週間、全国労働衛生週間、品質月間などのキャンペーンを決まった期間徹底して行う。世の中では交通安全週間が4月と9月に実施されいろいろ活動している。信号機がない横断歩道で車が歩行者を優先して一時停止した割合を調べる全国調査において、栃木県は5年前

に全国最下位であったところ、今年は全国3位になったと先日新聞で報道された。これも徹底した活動を行った結果だと思う。裁判所もこれからいろいろ実施すると思うが、このようなキャンペーンを月間や週間など集中的に行うこと、また、そのような活動をマスコミ、テレビ、ニュースその他で取り上げてもらい、さらにその内容を知ってもらうということが必要だと思う。本日私自身が一番に思ったのは、不安が解消して選ばれて参加しても怖くないということがわかればよいのではないかということであり、私どもの職場のキャンペーンなどを参考にさせていただければと思う。最後に、本日の説明を聴いて一つ疑問に感じたのは、裁判官が争点、論点を絞り、審理を導くということであったが、そうすると極端な話、裁判官が導きたい方向に誘導するとかそのような危険性はないのだろうかということであるがいかがか。

(古玉裁判官)

- 例えば、殺人事件で殺意があったかどうかというのがよく争点になる
ところ、凶器が危険なものであったのかとか、刺したのはどこかなど、
法律家がこれまで着目していた点だけに着目しがちなところが確かにあ
る。法律家の視点だけで争点整理をしてしまつて、今回どんな刃物でど
こを刺したかがポイントであると決めてしまうと、その点にしか意見が
出なくなってしまうことがある。そのため、私自身もう少し広めに、法
律家が見るところだけでなく、例えば一般の方からすればそもそもどの
ような経緯で、どのような動機で、このようなことになったのかという
ことも見なくてはいけないのではないかという意見も当然出てくるとこ
ろなので、土俵を広めに設定して議論をするようにしている。絞り込み
過ぎてしまうと、せつかく意見を持っている方が意見を出しづらくなる
ということが確かにあるので、そこは気を付けている。

(委員長)

- 先ほどの委員の話ではメリハリをつけて広報活動をすることも必要なのではないかという御意見をいただいた。マスコミという話もあったが、そのあたりいかがか。

(委員)

- 若年層かつ10代ということで申し上げますと、情報を受け取るメディアについては現在多々ある中で、何を通じて発信していくのが効果的か、若年層ないし10代に周知、メッセージが伝わるのかということについては当社も日々模索しているところではあるが、先ほどの説明にあった法曹三者が積極的に若者にアクセス、アプローチしていく出前講座、出張説明会、意見交換会の傍聴等の企画は是非進めていっていただきたい。様々な若者がいるのが学校教育の現場だと思うので、そのような場を通じて法曹三者が若年層にアプローチしていただきたい。若干余談を申し上げますと、成年年齢の引下げに伴い、18、19歳も裁判員になる場合がある、選挙もできるとなっている一方で、18、19歳は少年法で守られている、また先ほど他の委員のお話にもあったが、現実的には学生であれば親あるいは保護者のサポートを受けて危なっかしくもたくましく生きている年代である。世の中を見ても成年年齢を引き下げたからといって社会は成人式のようなものを18歳でやるかといえはそのようにはなっていない過渡期的な時期であり、このような言い方が適切かどうかはわからないが、若干酷な感じを受ける。若年層に対しては、報道機関も含めて大人の側が社会に関わっていく機会を発信することに力を尽くすべきと思った。

(委員長)

- 法曹三者によるアプローチという話もあったが、もしそのようなことをする際には是非新聞等にも取り上げていただけたらと思う。

(委員)

○ 市としてもどのように若者から意見をいただくかとか若者の方に情報を伝えるかというところに苦慮しているが、SNSの使い方というのは重要なことだと認識している。私のアイデアレベルの話だが、SNSの中でも特にインフルエンサーの活用が大きいと感じているところがあり、同じことを言っていたくとしても知名度の高い方、特にSNSの世界の中で影響力のある方が発信することで情報の伝わり方が違うのではないかと感じているところである。例えば、テレビ番組でカズレーザーさんが自衛隊のことをかなり多くの番組で取り上げていらっしゃって、それにより自衛隊に対する私達の見方とか関心が違って来たということもあるのではないかと思う。発信するメディアについては様々な候補があると思うが、影響力のある方に裁判員制度のことを語ってもらうとか、お知らせしてもらう動画を作るとかそういうことも一つなのではないかと思う。宇都宮市としても今年の宇都宮マラソンにU字工事さんにゲストに来ていただくとか、そのようなことにも取り組んでおり、若い方に興味をもってもらえる方法を工夫しているところである。

(委員長)

○ そのあたりは裁判所が一番不得意とするところかもしれない。この委員会では若年層が委員になることはないが、感覚的に例えるのであれば、この場に18、19歳の方が参加してみんなで議論しようとなったときに、皆さんどのように振る舞いますか、相手はどのような不安を感じますか、といったことを考えると、より具体的に考えられるところはあると思う。様々な手段を使って魅力を伝えていかなくてはいけないとあらためて感じた次第である。最後に少しお話しすると、パンフレット等はウェブサイトに乗っていますと案内しているが、ウェブサイトのどこにあるのかが非常に分かりにくいということが前から問題としてある。例えば、裁判所の一般のホームページとは別に裁判員制度のホームペー

ジがあるのだが、そこにどうやって行きつくかというところ、裁判所のホームページの下の方までスクロールしていただくと別サイトに飛べるリンクが貼ってあってそこから飛ぶとか、例えばお配りした「さいニャンとクイズで学ぼう」を表示するためには「動画とパンフレット」というところを選択しなくてはいけないとか、なかなか分かりにくいと感じるところがある。そのようなところも少し見ていただきながら、皆様から御意見をいただければ大変ありがたいし、本日伺ったご意見も踏まえながら様々な手段を考えていきたいと思った次第である。

○ 本日は、皆様から貴重なご意見をいただき、心から感謝申し上げます。

(6) 次回日程等

次回の宇都宮地方裁判所委員会の日程について、令和6年5月28日(火)午後1時30分から開催することとされた。

以上